

第一章

へブル書

一 神かみむかしは預言者よげんしやたちにより、多くおほに分ちわか、多くおほの方法ほうほうをなして先祖等せんぞたちに語り給たまひしが、この末すえの世よには御子みこによりて、我らわれに語り給たまへり。神かみは曾かつつて御子みこを立てたて、萬よろづの物のりて、世嗣よつぎとなし、また御子みこによりて諸般もろびの世界せかいを造り給たまへり。

二 御子みこは神かみの榮光えいこうのかやき、神かみの本質ほんしつの像さかにして、己おのが權能ちからの言ことばをもて萬よろづの物をたもち給たまふ。また罪つみの潔きよめをなして、己おのが處ところにある稜威みいつの右みぎに坐まし給たまへり。その受け給たまひし名の御み使つかひの名なに勝まされる如ごとく、御使みつかひより更に勝まさる者ものとなり給たまへり。

三 神かみは孰いづれの御使みつかひに曾かつつて新あらたくは言ことばひ給たまひしを、

四 神かみは我われが子こなり、われ今日けふふんぢを生うめり

五 とまた

聖書改譯原稿用紙

六 神かみは我われの父ちちとなり、彼かれわが子ことならん

七 初子はつこを再び世よに入れ給たまふとき、神かみの凡すべての使つかひは之これを拜はいすべしと言ことばひ給たまふ。また御使みつかひたちに就つては、

八 神かみはその使つかひたちを風かぜとなし、その事ことふる者を焔ほのほとなす

九 と言ことばひ給たまふ。

十 されど御子みこに就つては、

十一 神かみよ、汝あんぢの御座みくらは世よ々かき限りなく、

三十字

三十字

三十字

三十字

別行三十字

なんぢの國の杖は正しき杖なり。

汝は義を愛し不法をにくむ。

此故に神なんぢの神は歡喜の膏を

汝の友に勝りて汝にそゝぎ給へり

主よなんぢ太初に地の壘を置き給へり。

天も御手の業なり。

これらは七びん然れど汝は恒に存へ給はん。

此等はみな衣の如く舊びん。

而して汝これらを袍の如くたみ給はん。

聖書改譯原稿用紙

これらは衣の如く変らん。

然れどふんぢは變り給ふことなく汝の齡は終

汝の齒は終らざるなり

と言ひ給ふ。またいづれの御使曾つて斯くは言ひ給ひし

おれ汝の仇を汝の足壘となすまでは

わが右に坐せよ

御使はみな事へまつる靈にして救を嗣がんとする者

の爲に職を執るべく遣はされたるものにあらずや。

第二章

一 この故に我ら聞きし所をいよハ篤く慎むべし、恐ら  
 二 くは流れ過ぐる事あらん。若し御使によりて語り給ひし  
 言すら堅くせられて、咎と不従順とみな正しき報を受けた  
 三 らんには、我ら斯の如き大なる救を等閑にして争でか適  
 四 るに、ことを得んこの救は始め主によりて語り給ひしもの  
 五 にして聞きし者ども之を我らに確うし、神また徴と不思議  
 六 議と様々の能力ある業と御音のまゝに分ち與ふる聖靈と  
 七 をもて證を加へ給へり。  
 八 それ神は我らの語るるところの來らんとする世界を御

聖書改譯原稿用紙

六 使たちには服はせ給はざりき。或る篇に人證して言ふ、  
 「人は如何なる者なれば、之を御心にとめ給ふか。  
 七 人の手は如何なる者なれば、之を顧み給ふか。  
 八 汝これを御使よりも少しく卑らし、  
 九 光采と尊貴とを冠らせ、  
 一〇 萬の物をその足の下に服はせ給へり。  
 一〇 既に萬の物を之に服はせ給ひたれば、服はぬものは一ツ  
 一〇 だに残ざる事なし。されど今もなほ我らは萬の物の之に服  
 一〇 したるを見ず。たゞ御使より少しく卑くせられしイエス  
 一〇 の、死の苦難を受くるによりて、采光と尊貴とを冠らせられ

或る篇に

以下同じ

或は口ばし御使七  
よりも卑うしと譯す

三三〇〇

或は口ばし御使  
よりも卑うしと譯す

九

十 給へるを見る。これ神の恩恵によりて萬民の爲に死を味ひ  
 給へんとてなり。それ多くの子を光榮に導くに、その救の君  
 を苦難によりて全うし給ふは、萬の物の歸する所、萬の物を

十一 造り給ふ所の者に相應しきことなり。潔め給ふ者も潔め  
 らる者も皆たが一つより出づ。この故に彼らを兄弟と稱  
 ふるを恥とせずして、言ひ給ふ。

十二 「われ御名を我が兄弟たちに告げ、  
 集會の中にて汝を讃め歌はん」

十三 また 「われ彼に倚り頼まん」

聖書改譯原稿用紙

十四 又 「視よ、我と神の我に賜ひし子等とは」と。子等は共に血肉  
 を具ふれば、主も亦同じく之具へ給へり。これは死の權力を

十五 有つもの、即ち惡魔を死によりて滅し、且つ死の懼に由り  
 て生涯、奴隷となりし者どもを解放し給はんためなり。實

十六 主は御使を扶けずしてアブラハムの裔を扶け給ふ。こ  
 の故に神の事につきて憐憫ある忠實なる大祭司となりて

十七 民の罪を贖はん爲に、凡ての事に於て兄弟の如くなり給ひし  
 は宜あり。主は自ら試みられて苦しむ給ひたれば、試みら

十八 る者も助け得るなり。

或は「自ら苦しみて  
 試みられ給ひたれば」と  
 と海す

三文字欠  
 二下一字欠

三文字欠

三文字欠

十一

十二

十三

十四

十五

十六

十七

十八

一 されば共に天の召を蒙れる聖なる兄弟よ、我らが言ひ  
 二 表す信仰の使徒た、大祭司たるイエスを思ひ見よ。彼の  
 三 己を立て給ひし者に忠實なるは、モーセが神の全家に忠實  
 四 なりしが如し。家を造る者の家より優りて尊ばれる如く、  
 五 彼もモーセに優りて大なる榮光を受くものに相應しき者こ  
 六 せられ給へり。家は凡て之を造る者あり、萬の物を造り給  
 七 ひし者は神なり。モーセは後に語り傳へられんとす、事  
 八 の證をせん爲に、僕として神の全家に忠實なりしが、キリ  
 九 ストは子として神の家を忠實に奉り給へり。我等も、し確

聖書改譯原稿用紙

七 信と望の誇とを終まで堅く保たば、神の家なり。この故に  
 八 聖靈の言ひ給ふごとく、

「今日ふんぢら神の聲を聞かば、  
 その怒を惹きし時の如く、  
 荒野の試みの日の如く、心を頑固にする勿れ。  
 彼處にて汝らの先祖たちは我を試みて驗し、  
 かつ四十年の間、わが業を見たり。  
 この故に我この代の人を憤ほりて云へり。  
 彼らは常に心迷ひ、  
 わが途を知らざりき」と。

九  
 十

三十字  
以下同  
上ラナ  
常試

十

われ怒をもちて

九

彼らは我が休に入るべからずと誓へり

八

兄弟よ心せよ恐らくは汝らの中活ける神を離れんとす

七

不信仰の惡しき心を懐く者あらん。汝等のうち誰も罪

六

の誘惑によりて頑固にふらぬやう今日と稱ふる間に日々

五

互に相勧めよ。もし初の確信を終まで堅く保たば我らは

四

キリストに與かる者さふるなり。それ

三

今日ふんぢら神の聲を聞かば

二

その怒を惹きし時の如く心を頑固にする勿れ

一

と云へり。然れば聞きて尚怒を惹きし者は誰なるかモ一

聖書改譯原稿用紙

七

せによりて埃及を出でし凡ての入にあらずや。また四十

六

年のあひだ神は誰に對して憤ほり給ひしか罪を犯してそ

五

の死屍を荒野に横たへし人々にあらずや。又かれらは我

四

が安息に入るべからずとは誰に對して誓ひ給ひしか不従

三

順ある者にあらずや。これに由りて見れば彼らの入る事

二

能はざりしは不信仰によりてあり。

一

第四章

一 然れば我ら懼るべし、其の安息に入るべき約束はなほ  
 二 遺れども、恐くは汝等のうち之に達せざる者あらん。そは  
 彼らの如く我らも善き者信を傳へられたり、然れど彼らに  
 は聞きし所の言益なかりき。聞くもの之に信仰をまじへざ  
 りしに由る。我ら信じたる者はかの安息に入ることを得  
 るなり。

三 「われ怒をもて彼らは我が休に入るべからずと誓へり」と  
 四 云ひ給ひしが如し。然ど世の創より御業は既に成れるなり。  
 五 或篇に七日めに就きて斯く云へり、「七日めに神その凡て  
 六 其の業を休み給へり」と。又此に

聖書改譯原稿用紙

五の業を休み給へり」と。又此に  
 六と云へり。されば之に入るべき者なほ在り前に善き音信  
 を傳へられし者らは不従順によりて入ることを得ざりし  
 七なれば、久しきを経てのち復日を定めダビデによりて「今  
 八日と言ひ給ふ前に記したるが如し、曰く  
 九「今日汝ら神の聲を聞かば  
 心を頑固にする勿れ」  
 八若しヨシヌア既に休を彼らに得しめしならば神はそのの  
 九他の日につきて語り給はざりしならん。然れば神の民

その後ほかの日

こまや

528

また茲に

こまや

それ

萬の物は我ら  
我らには  
もろもろの

十 のためになほ安息は**残**れり。既に神の体に入りたる者は

十一 神のその業を休み給ひし如く己が業を休めり。されば我

らはこの体に入らん事を努むべし。これかの不従順の例に

十二 倣ひて誰も墮つることおからん為あり。神の言は生**命**あ

り、能力あり、両刃の劍よりも利くして、精神と靈魂**及び**關節

十三 と骨髓とを透して之を割ち心の念と志とを驗すあり。ま

十四 た造られたる物に一つとして神の前に**隠**れぬはなし。我等

十五 が隠れる神の目の前に裸にて露む**は**なり。我らには諸の

十六 天を通り給ひし偉なる大祭司神の子イエスあり。然れば我

十七 らが言ひ表す信仰を堅く保つべし。我らの大祭司は我ら

聖書改譯原稿用紙

十八 の**荏弱**を思ひ慮ること能はぬ者にあらず。罪をほかにして

十九 凡ての事われらと等しく試みられ給へり。この故に我ら

二十 は憐憫を受けんが為**又**機に合ふ助とある恵を得んが為に

二十一 憚らずして恵の御座に来るべし。